

平成 26 年度第 3 回高岡市介護保険運営協議会
高岡市福祉のまちづくり推進委員会高齢者部会 議事録

日 時：平成 26 年 11 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～
場 所：高岡市保健センター 3 階講義室

（審議・意見交換要旨）

＜事務局説明＞

(1) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

①地域包括支援センターの機能充実による体制強化について

②介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施について

会長

地域づくり推進コーディネーターについては、各 10 地域包括支援センターに 1 名ずつということか。

事務局

現在予算要求中で決定していないが、各センターに 1 名ずつの配置を考えている。

委員

小規模の地域包括支援センターの設置を 1 か所考えているとのことだが、どの地区を考えているのか。

事務局

これも予算次第であるが、牧野地区を考えている。野村・牧野で 1 つの圏域となっているが、牧野地区は地理的に野村から離れており、地域の方にご不便をかけている。このことから、小規模の地域包括支援センターの設置を考えている。

委員

「高齢者人口 3,000～6000 人程度」という目安は、どのように決めているのか。

事務局

平成 18 年の介護保険制度の改正で地域包括支援センターが創設された際に、国が「高齢者人口 3,000～6,000 人に 1 か所」と示した基準値であり、それに基づいて設置している。ただし、高齢者の増加に伴い、6,000 人を超える圏域が出てきていることも確かである。2025 年に向けて体制整備を行うにあたり、これまで圏域を概ね中学校区単位としていたものを、高岡市内に中学校が 12 校あることから、地域の特性を生かし、中学校区単位を基準に設置したいと

考えている。牧野地区については、高齢者数 3,000 人未満であり、国が示した基準値よりも少ないため、職員の数もそれにあわせて小規模な形で設置していきたい、というのが現在の案である。

地域包括支援センターは、この 10 年で相談件数も増加し、認知症高齢者の支援や虐待の相談、地域づくりによる介護予防を自主的に進める取り組みへの着手など、求められる機能も大きく変化してきた。当初の職員配置は 3 名であったが、業務内容が多岐にわたるのにあわせて、人員の配置も見直している。第 6 期に向けては、小規模をまず 1 か所設置し、10 か所に地域づくり推進コーディネーターを配置することで、体制づくりを充実したいと考えている。

会長

中学校区を単位として、順次との考えである。小規模ということであるが、職員の配置については、これまでの地域包括支援センターと同じになるのか。

事務局

現在、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症コーディネーターの 4 人が配置されているが、牧野地区は小規模のため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの 3 人体制を考えている。

会長

これまでは、特別養護老人ホームや老人保健施設など、施設を設置している事業者が委託先となっていたが、牧野地区では拠点となる事業者はあるのか。

事務局

これまでは介護施設等をベースに、地域包括支援センターを立ち上げてきたが、牧野地区については、今のところ公募を考えている。地域包括支援センターの主な業務は相談なので、相談できる場所が身近にあれば、牧野地区に特段新たな施設を整備しなくてもよいと考えている。

会長

他の市町村では、その地域に施設がなくても、介護サービスを提供している事業者が委託先となっているケースもある。

委員

以前、地域包括支援センターについて、2 か所増設と聞いていたと思うが、予算の都合上、今回は 1 か所のみということではよろしいか。中学校区で地域包括支援センターがないのは、あと 1 か所ということになるが、どの地区か。

事務局

当初は 2 か所の増設を考えていたが、予算的な面も考慮して、今回は牧野地区のみ増設した

いと考えている。牧野に設置した場合、中学校区で地域包括支援センターがないのは、中田地区である。戸出・中田は面積が広いものの、中田地区に戸出・中田地域包括支援センターを委託している（福）戸出福祉会の事業所があり、地域包括支援センターではないが連携は図れるのではないかと考えている。整備までの間、しばらくお待ちいただきたいと考えている。

委員

現在、地域包括支援センターは 10 法人に委託されている。高齢者が増加し、それに伴い手続きも増加するということを考えると、地域包括支援センターを例えば市社会福祉協議会などへ 1 本化し、そこから職員を派遣するというのはどうか。その方が、職員がお互いに情報交換でき、支援体制の強化も図れるのではないかと。第 6 期については計画（案）の通りで異論はないが、2025 年またそれ以降に向けて、このような視点もあってもよいと思い、提言させていただいた。

事務局

これまでの地域包括支援センターについては、より相談しやすい体制づくりを目指し、日常生活圏域という身近な地域に整備してきた。今ほどのご提言については、そのような考え方もあると思うが、今のところは従来の方針で進めさせていただきたい。今後の課題とさせていただく。

委員

10 地域包括支援センターは、研修会や情報交換会をよく行っており、どの部門においても必ず行政の担当者が出席している。また、主任ケアマネジャーや保健師、看護師、社会福祉士、認知症コーディネーターの各職種の業務に偏りがないようにするための標準化においても、サポートしてもらっている。

地域包括支援センターの職員は、法人が異なっても、最も身近な仲間である。同業者としてお互いに切磋琢磨して、ときにはライバル意識をもって取り組むことができるというメリットもある。

そのためには、行政のバックアップが必要不可欠であり、現在はバックアップできていると感じているが、11 か所目が設置されたら、現存の地域包括支援センターと立ち上げの歴史が異なるので、これまでとは異なるサポートをしていかなければならないと思う。私も一職員として、また一地域包括支援センターとして、何か力になれないかと考えている。

事務局

行政としては、これまで以上に地域包括支援センターと力を合わせて、取り組んでいきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

会長

総合事業については、平成 29 年度開始ということであるが、何か意見はあるか。

委員

総合事業への移行については、これまでと制度が大きく変わり、平成 29 年度の開始でさえ難しいのではないかと考えている。県内の移行状況が分かれば、教えてほしい。また、国の資料によると、介護予防サービスの通所介護・訪問介護は平成 29 年度末で終了となっており、平成 29 年 4 月に総合事業を開始しても、1 年間重なる期間があるが、これはどういうことなのか。

事務局

平成 29 年 4 月に総合事業を一斉開始するのではなく、平成 29 年度中に認定の有効期限を迎えた方から順次へ移行していく形をとれば、平成 29 年度は介護予防サービスの通所介護・訪問介護と総合事業が併存する。平成 30 年 3 月 31 日までに、予防給付の通所介護・訪問介護分は、全て総合事業に移行することになる。

事務局

県内の他市の移行状況については、以前、聞き取りを行った際には、平成 29 年度開始がほとんどであったが、先日開催された県の会議では、開始を早めている市もあると聞いている。大きな市については、市民の方や事業者への周知、受け皿づくりなどに時間がかかるため、平成 27・28 年度を準備期間、平成 29 年度に開始としているところが多いようだ。

委員

「通所介護」の「介護予防サービス」の「必要量の見込」が、平成 29 年度は平成 28 年度と比べると半分程度になっているのはなぜか。

事務局

平成 29 年度の総合事業の開始により、要支援 1・2 の半分程度が総合事業へ移行すると見込んだためである。

委員

「訪問介護」の「介護予防サービス」の「必要量の見込」についても同様か。

事務局

訪問介護も同様である。

会長

移行する分は、どこへ移行するのか。

事務局

地域支援事業に移行することになるが、今回はお示しできない。

会長

施設整備については、何か意見はあるか。

委員

低所得の高齢者の問題について、テレビなどで取り上げられている。市営住宅や県営住宅もかなり高齢化が進んでおり、身体的・経済的な要因により、そのまま住み続けることができない場合がある。低所得の高齢者はひとり暮らしが大半で、色々な施設が整備されても、経済的に入居できない場合も多い。在宅で受けられるサービスにも限界があり、全て解決することは難しい状況である。

都市部では、昭和 40 年代に住宅公団により建設された団地の建て替えが進められており、都市再生機構などがエレベーター付きのバリアフリーで、1 階に介護サービスの事業所を併設している高齢者用の住まいを整備しているケースもある。高岡市の場合は、市営住宅や県営住宅に高齢者がどれだけ住んでいるか把握しているのか。

また、事業計画を策定して施設を建設しても、働く人が確保できないと、計画を実施することができない。人材確保については、何か考えているのか。

事務局

市営住宅に高齢者がどれだけ住んでいるのかについては、当課では把握していないので、これから調べたい。住み替えの場としての住宅施策については、現段階では検討していない。

会長

シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームがあるので、低所得のひとり暮らし高齢者の問題に、庁内横断的にどのように対応していくのか。

事務局

住宅施策については、建設部と十分な協議が行われていないので、これから協議をしたい。サービス付き高齢者向け住宅については、全国各地で建設が進んでいる。市内でも既存で 5 施設あり、新規で建設したいという相談も受けている。そのような意味では、今後はサービス付き高齢者向け住宅の建設を進めていくものと思われるが、市の施策としてどのようなことができるのか、建設部と協議してまいりたい。

事務局

人材確保については、市独自で実施するのは難しい。県が主導的に進め、市も連携して行っていきたいと考えている。

会長

県福祉人材確保対策会議の会長もしているが、人材の確保は非常に厳しい。介護福祉士を養成する短大や専門学校への新入生が、年々減少している。かつては養成校の全国定員は 24,000 ～25,000 人であったが、現在は 17,000 ～18,000 人となっており、しかも定員割れしている。

県内においても、最も多いときで定員は 250 人であったが、現在は 190 人となっており、新卒者で定員の 50%程度である。ハローワーク経由の委託訓練生を含めても、60%に届くかどうかというところである。

短大や専門学校も、高校生や中学生に出前授業を行うなどの取り組みをしている。中学生は 14 歳の挑戦で、介護の現場に一度興味を持つが、高校生になりいざ進学となると、なかなか介護の道を選択しないのが実情である。

現在、県主導で、有資格でも介護現場で働いていない人の掘り起しや、一度介護の現場を離職して復帰を希望している人の再就業の支援など、様々な取り組みが展開されている。また、「がんばる介護職員応援事業」として、若手でリーダーシップをとって頑張っている介護職員を、県福祉人材確保対策会議が表彰し、新聞等で紹介するというも行っている。

介護の日については、平成 21 年から活動を行っており、開始した当初は介護の養成校の学生が、富山駅、高岡駅、魚津駅前でチラシ配りを行うというものであった。6 年が経過し、今年は県老人福祉施設協議会、県介護福祉士会など様々な団体や、県立南砺福野高校の高校生が参加し、総曲輪のグランドプラザで、非常に大きなイベントを行うまでになった。介護に対する関心や評価を高めるように、盛り上げていかなければならない。

サービスの量と人材の確保はセットである。人材確保については、事業者、学校や養成校、行政が各々に取り組んでも解決できない問題である。看護の人材不足に関しては、病院、看護協会、医師会も含めて取り組んでいる。介護の人材不足にも、総掛かりで取り組むことが必要である。

委員

福祉関係は、国家試験が難しいのではないかとと思っている。

会長

介護福祉士は、平成 22 年まで合格率が 50%前後であり、看護師の 90%と比較すると合格率が低い。社会福祉士はさらに低く、30%未満である。

事務局

人材確保については、介護だけでなく、どの分野も専門職を確保できていない状況である。県で様々な対策を講じているということで、市でも何か取り組みができたらと思うが、一方でどうやったら効果的な対策ができるのかが難しい。社会福祉協議会と相談するなど検討したい。

委員

雇用する立場としては、65 歳まで働いてほしいと思っているが、年配になると常勤は難しい。介護・看護に従事した人については、特典やポイントをつけるなど、何か取り組みが必要だと思う。

事務局

先ほどの件とあわせて、検討課題とさせていただきたい。

委員

人材確保が難しいことは、施設を預かる立場にいるとよく分かる。施設を建設しても、人材が確保できず、定員の半分のみを開始するというケースも聞いている。市単独で取り組むことが難しいというのも分かる。

県立南砺福野高校に県内唯一の福祉科が設置され、現場として期待している。高岡市内の高校に福祉科を設置するよう、県に働きかけてみてはどうか。

先日開催された県福祉人材確保対策会議に関する新聞記事に、福祉職が足りないと書かれていた。計算すると、県で福祉人材を1年に1,000人ずつ増やさなければ、2025年に大幅に不足することになる。県内の養成校4校で養成できるのは190人で、実際は定員割れのため年間120人しか養成できておらず、すでに900人足りていない。深刻に考えなければならない。

ハローワークでは、求職中であれば養成校での資格取得の研修を無料で受けられる。求職中でない一般の生徒を無料にするなど、奨学金を設けるよう県に働きかけてみてはどうか。

会長

介護職員は県内で現在15,000人おり、さらに10,000人が必要になるとの推計である。全国では、さらに100万人が必要との見込みである。県社会福祉協議会に奨学金制度があり、貸与額を増やせないかと提案をして、5年間福祉現場に勤めたら返還しなくてよいという制度になった。奨学金の金額も全国的に上がったが、助成費用総枠としてなかなか増えないようである。

現在高校の再編成をしており、高校に福祉科をもっと設置してはどうかという提案もしている。

委員

福祉職は離職率が高い。介護相談員をしており、施設を訪問した際に、職員の人間関係が難しく退職した、という話を聞くことがある。人間関係を改善できれば、離職率も下がるのではないだろうか。

会長

施設も余裕のある人員配置ができていないため、ゆとりがなく難しいのだろう。先日の県福祉人材確保対策会議でも話題に上がっていたが、施設の考える職員が離職する理由と、職員個人の離職する理由にずれがあり、突き合せて考えていかなければならないと思う。

<事務局説明>

(2) 介護保険料の所得段階について

- ① 要介護（支援）認定者数の推計における実績値の確定について
- ② 介護保険料の所得段階の設定について（案）

委員

資料4の認定率で、平成26年10月で17.9%と出ている。地域包括支援センターとしては、介護予防の効果や健康寿命と関係しており、業務の評価の数字であると思っている。

1点提案である。介護の認定を受けている方には、サービスが未利用であっても、更新の案内をしている、とのことである。これから高齢化が進み、認定者が増えるにつれて、主治医意見書の作成料、調査や介護認定審査会などに、今まで以上に費用がかかる。1年以上サービスを利用されていない方には、更新の案内を送付しなくてもよいのではないかと。認定の申請した日からサービスは利用できる、サービスが必要になったら、申請をしてもらえばよいのではないかと。

事務局

先日、別件で質問があり、これからなぜ未利用なのかという調査したいと考えている。しばらくお時間をいただきたい。また、更新の案内については、送らないことが制度的に可能なのか調べたうえで、今後検討させていただきたい。

事務局

更新の案内については、介護度にかかわらず有効期限が近づいたら対象者を一律に抽出し、満了の60日前までに郵送している。要支援1・2の認定者については、添書を同封し、更新は必須ではないこと、認定を受けなくても、介護保険以外の福祉サービスを受けられることも案内している。それでも本人や家族の考えにより、いつか使うかもしれないからと更新申請される場合もある。申請があったら妨げることはできないので、サービスを利用している認定者と同様の対応をしている。

<事務局説明>

(3) 今後のスケジュール

委員

老人クラブの会議に出ているが、これまで介護保険制度が改正になるという話が出たことがない。今後周知される際に、高齢者にもわかりやすく周知してほしい。

事務局

市民の方へは、ホームページや市広報紙などで周知を図りたいと考えている。また、各種団体への説明会も、今後検討してまいりたい。

会長

出前講座もあるので、積極的に活用してほしい。